

平成29年5月23日  
29総（通達）第2号  
（最終改正）令和3年3月23日  
令02総（通達）第35号

## 独立行政法人等非識別加工情報に係る提案募集等の手続等について

### （目的）

第1条 この通達は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「令」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号。以下「規則」という。）、個人情報保護規程（17（規程）第57号。以下「規程」という。）及び独立行政法人等非識別加工情報の提案に係る審査基準等について（29総（通達）第1号。以下「通達」という。）に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）における独立行政法人等非識別加工情報に係る提案募集、審査、契約、作成・加工等の手続に関し必要な事項を定め、もってその適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この通達において使用する用語は、法、令、規則、規程及び通達において使用する用語の例による。

### （提案の募集の方法）

第3条 規程第19条の2第1項の規定による法第44条の5第1項の提案（以下「提案」という。）の募集は、機構ホームページへの掲載により行うものとする。

### （提案に当たり必要な書面）

第4条 提案に当たっては、提案をする者に対し、次の各号に掲げる書面を求める。

イ 提案書

- ロ 提案をする者が法第 44 条の 6 に定める欠格事由（以下「欠格事由」という。）に該当しないことを証明する書面
  - ハ 事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
  - ニ 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
  - ホ 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前六月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの
  - ヘ 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため機構が適当と認める書類
- 2 前項イの様式は、別記様式第 1（第 10 条の提案にあっては別記様式第 6）のとおりとする。
  - 3 代理人によって提案がなされる場合にあっては、別記様式第 1（第 10 条の提案にあっては別記様式第 6）に当該代理人の権限を証する書面が添付されなければならない。
  - 4 第 1 項ロの様式は別記様式第 2 のとおりとする。
  - 5 第 1 項ハの様式は、特に定めない。
  - 6 第 1 項ニの書類を例示すると、おおむね次のとおりである。
    - イ 運転免許証
    - ロ 健康保険の被保険者証
    - ハ 個人番号カード
    - ニ 在留カード
    - ホ 特別永住者証明書
    - ヘ その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類

（提案の受付）

- 第 5 条 機構は、提案について、規程第 20 条に定める個人情報相談窓口（以下「窓口」という。）で受け付ける。
- 2 機構は、提案について、窓口への来訪又は送付によって受け付ける。ただし、送付による提案については、総務部法務・文書課のみが受け付ける。

(窓口担当者の業務)

第6条 窓口に窓口担当者を置く。

- 2 窓口担当者は、窓口に提案があったときは、以下の各号に定める業務（以下「受付業務」という。）を行う。
  - イ 第4条に定める提案書等の記載内容の確認
  - ロ 本人確認
  - ハ 訂正の要求
  - ニ 受付日の確定
- 3 窓口担当者は、提案をする者に対し、必要により相談に応ずるとともに、手続についての説明を行う。
- 4 窓口担当者は、受付業務が完了したのち、当該提案書等を速やかに総務部法務・文書課長に回付する。
- 5 窓口担当者は、必要に応じ、総務部法務・文書課長の指示の下、審査結果の通知等の業務を行う。

(通知等)

第7条 保護管理責任者は、提案が通達第3条第1項各号の基準に適合すると認められるときは、次に掲げる書類を添えて別記様式第3（第10条の提案にあつては別記様式第7）の通知書により当該提案をした者に対し、機構と独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨を通知する。

- イ 別記様式第4により作成した独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類
- ロ 前号の契約の締結に関する書類

2 保護管理責任者は、提案が通達第3条第1項各号の基準に適合しないと認められるときは、別記様式第5（第10条の提案にあつては別記様式第8）の通知書により当該提案をした者に対し、その旨を通知する。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第8条 保護管理責任者は、前条第1項の規定による通知を受けた者との間で、規程第19条の2第3項の規定による独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

2 保護管理責任者は、前項の契約を締結するに当たっては、前条第1項イ及びロの書類の提出を受けることにより行う。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)

第9条 保護管理責任者は、規程第19条の2第3項の規定により独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして以下に掲げる基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- イ 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
  - ロ 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
  - ハ 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に機構において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）
  - ニ 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
  - ホ 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること
- 2 通達第3条第1項ハに定める基準は、前項各号に定めるところによる。
- 3 前項の規定は、独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
- 4 第1項の規定に基づき独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- イ 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
  - ロ 独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目
  - ハ 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
  - ニ 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成済非識別加工情報に係る提案)

第10条 前条第3項の規定により個人情報ファイル簿に同項イ及びロに掲げる

事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供することを希望する者は、独立行政法人等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第8条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第11条 個人情報ファイル簿に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第14条第1項の規定により意見書の提出の機会を与えることができることとされる事項の記載がある個人情報ファイルに係る提案については、独立行政法人等非識別加工情報の作成に当たって、当該情報に係る第三者に対し、次に掲げる事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

イ 提案の年月日

ロ 提案に係る個人情報ファイルの記録項目

ハ 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 個人情報ファイル簿に情報公開法第14条第2項の規定により意見書の提出の機会を与える必要があるとされる事項の記載がある個人情報ファイルに係る提案については、独立行政法人等非識別加工情報の作成に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、次に掲げる事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

イ 提案の年月日

ロ 情報公開法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

ハ 提案に係る個人情報ファイルの記録項目

ニ 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなす。

(手数料の額)

第12条 第8条の規定により契約を締結する者（次項に定める者を除く。）より徴収する手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額と

する。

イ 第 11 条の規定により意見書の提出の機会を与える第三者一人につき 210 円（当該機会を与える場合に限る。）

ロ 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間一時間までごとに 3,950 円

ハ 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 第 10 条の規定により提案をし、契約を締結する者より徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

イ 次号に掲げる者以外の者 前項に定める額と同一の額

ロ 第 8 条の規定により契約を締結した者であって、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするもの 12,600 円

#### 附 則

この通達は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 23 日 令 02 総（通達）第 19 号）

この通達は、令和 2 年 12 月 23 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日 令 02 総（通達）第 35 号）

この通達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 5 第 1 項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
  - (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
  - (2) 提供方法  窓口受領  郵送 (裏面記載要領)

## 記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、各独立行政法人等のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 5 第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

2. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。

3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 1 号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

5. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する  のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

7. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第2

誓約書

年 月 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 殿

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

・第44条の5第3項

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律  
・第44条の12第2項において  
準用する第44条の5第3項の規定により提案する者(及びその役員)が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審査結果通知書

（提案者）様

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

（公印省略）

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則第8条第1項各号に掲げる書類を年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 4

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 9

第 44 条の 12 第 2 項で準用する第 44 条の 9

の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要の文字は、抹消すること。
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則別記様式第 3 により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 5

令〇〇原機（総）〇〇〇

年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

（公印省略）

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 7 第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 6

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる  
事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者  
の氏名を記載すること。)

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレス  
を記載すること。担当部署等がある場合は、当  
該担当部署名及び担当者を記載すること。)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する第 44 条の 12 第 1 項前段の規定により、  
後段

以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は  
事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
  - (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
  - (2) 提供方法  窓口受領  郵送

## 記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
3. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7

令〇〇原機（総）〇〇〇

年 月 日

審査結果通知書

（提案者）様

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

（公印省略）

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って手数料を納付の上、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則第8条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 8

令〇〇原機（総）〇〇〇

年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

（公印省略）

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 12 第 2 項で準用する第 44 条の 7 第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 12 第 2 項で準用する第 44 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 12 第 2 項で準用する第 44 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。